令和7年度 事業計画

(自 令和7年4月 至 令和8年3月)

令和7年3月17日

第1 基本方針

本県の農業は、高齢化や後継者不足による農業者の減少や耕作放棄地の拡大に歯止めがかからず、持続的な農業生産のみならず集落機能の低下も懸念されています。

農地制度を巡っては、担い手への農地集約を一層進めるため、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、農地利用における具体的な姿を描く地域計画が令和7年3月までに各市町村において策定されることとなりました。地域の農業を将来、誰が担うかを定めた重要な計画であり、今後は、この地域計画の実現に向けた取組みが求められています。

群馬県農業公社(群馬県農地中間管理機構)では、この地域計画の実現に向けた農地の貸借を進めるとともに市町村が行っていた利用権設定から農地中間管理機構を経由する権利設定に統合されることに伴う権利設定手続を適正、確実に行っていく役割を積極的に担っていきます。

一方、農業・農村を取り巻く国内外の環境に目を向けると、世界の人口増加や気象変動による自然災害などの食料生産への影響、紛争や戦争といった国際情勢の緊迫化に伴う原油高や肥料、飼料価格の高止まりなどの国内農業への影響が懸念され、食料自給率の低い我が国の食料安全保障上のリスクが指摘されています。今後いかに国内や地域で食料の供給能力の確保を図るかが重大な課題であり、令和6年度改正食料・農業・農村基本法では、食料安全保障の確保が基本理念に掲げられました。

また、県では「未来へ紡ぐ!豊かで成長し続ける農業·農村の確立」を基本目標に、 令和3年3月に「群馬県農業農村振興計画 2021-2025」を策定しています。

この計画においては、成長産業として農業の持続的な発展を目指し、次の3つの産業施策を講ずるべき施策として位置付けています。

[産業施策]

- ① 未来につながる担い手確保と経営基盤の強化【人・農地】
- ② 次世代につなぐ収益性の高い農業の展開【収益性向上】
- ③ 豊富で多彩な県産農畜産物の需要拡大【需要拡大】

また、多面的機能の発揮と農村の持続的な発展を目指し、次の2つの地域施策を講ずるべき施策として位置付けています。

[地域施策]

- ① 魅力あふれる農村の持続的な発展【魅力度向上】
- ② ニューノーマルがもたらす農村の新たな価値の創出【価値創出】

群馬県農業公社は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき指定された農地中間管理機構として、担い手への農地集積・集約化の推進を行います。

また、群馬県農業経営・就農支援センターとして、また、就農準備資金における研修受入機関として、就農支援・相談、就農希望者の研修等を実施し、「群馬県農業農村振興計画 2021-2025」に即した事業に取り組むこととします。

第2 事業計画

1 経営改善会議の取組

経営改善会議では、農業公社経営の健全化を目的に各種経営改善策を検討・実施してきました。令和6年度は、農用地等利活用促進受託事業において、収支改善計画に数値目標を設定し、利活用促進と受託量の増加に努めました。また、修繕費が増大してきた作業機械の更新を行い事業の継続性を確保しました。

令和7年度においても経営改善会議を定期的(月1回)に開催し、経営改善策を検討・実施します。

2 農地中間管理事業

令和5年4月に施行された改正後の農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地の貸借等は、原則、農地中間管理機構(以下「機構」という。) を経由した方法により、農地の集積・集約化を進めていくこととなり、市町村が作成する計画についても機構に統合一体化し、令和7年4月から完全施行することとなります。

また、機構は、地域計画の目標地図に位置付けられた地域の農業を担う者(以下「担い手」という。)に対して農地の集積・集約化を進めていく役割を担うこととなり、この制度変更に対応するため、事業実施体制や業務方法などの見直し、事業実施体制の強化を図ってきました。

令和7年度においても機構は、農地の貸借等の手続きを確実に行うとともに、県・農業事務所、市町村や市町村農業委員会、JA、土地改良区と連携し、「地域計画(目標地図)」の実現に向けた支援に積極的に関与します。

(1)機構の取組事項

1) 事業実施体制

令和7年4月以降の農地の貸借等は、機構が行う農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)に統合一本化され、事務量の増加が見込まれています。これに伴う事務を確実かつ円滑に実施できる体制を整備する必要があり、引き続き、適正な人員の確保に務め、実施体制の強化を図ります。

2) 業務方法の見直し

事業に係る事務手続きの簡素化や効率化、様式や添付書類の簡素化は、農業者の負担軽減に資するだけでなく、機構、市町村等の事務負担の軽減につながることから見直し検討を継続します。

また、事業に係る農地中間管理事業業務支援システムの活用や事務手続きマニュアルの共有などにより、市町村等の関係機関との情報共有や事務負担軽減を図ります。

3)制度変更への対応

農地の借受け、貸付け等の手段となる促進計画の事務処理が円滑に進められるよう関係する市町村や市町村農業委員会、JA等の意見を聞きながら更なる事務の簡素化や平準化を進め、事務処理に係る負担軽減に取り組みます。

また、必要に応じて、県や公益社団法人全国農地保有合理化協会等を通じ、積極的に国に対する意見・要望等の発信を行います。

4) 事務処理の標準化とデジタル化(DXの推進)

農地中間管理事業業務支援システムを効果的に活用し、事務の標準化に引き続き取り組みます。事務処理のデジタル化は、正確・迅速な処理による業務効率化を図るため、一部業務に電子決裁システムを導入します。

5) 広報活動

インターネット(ホームページ、YouTube等)を活用し、農地中間管理事業制度の紹介や広報活動などを行い事業推進するとともに、様式・事務手続きマニュアル等の公表など利用者の利便性向上にも努めます。

- 6) 農業農村整備事業との連携の強化
 - ① 農業農村整備事業の事業主体や土地改良区等との連携・情報共有を強化し、基盤整備 事業の計画策定段階から積極的な支援等を行うことにより、担い手への農地集積・集約 化を推進します。
 - ② 事業内容やメリット等を周知するため、地域の話合い等に積極的に参画し、農地の集積・集約化を推進します。

また、市町村等関係機関とのネットワークを強化し、業務の迅速化・効率化とともに、情報共有することで得られる情報を業務に活用します。

(2)集積目標

令和7年度 転貸面積 2,400ha

(3) 地域計画(目標地図)の実現に向けた支援

地域計画(目標地図)の策定後は、市町村を中心に県・農業事務所、農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区などの関係者が連携しながら、地域計画の実現に向けた各種取組みを地域一体で行います。

機構は、農地の貸借等の手続きを確実に行うとともに、農地の担い手への集積・集約化に向け、地域外の担い手の情報収集・意向把握、地域への情報提供などの調整活動を行い、地域計画(目標地図)の実現に向けた取組みを積極的に支援します。

なお、地域計画(目標地図)の実現に向けた県・市町村・関係団体の役割分担は以下の とおりです。

1) 県・農業事務所

市町村の地域計画の実現に向けた取組みが円滑に進められるよう、県・農業事務所や関係機関の連携により一体的に支援します。

2) 市町村

- ① 地域計画(目標地図)に定めた方針に基づき、関係者と連携し、地域一体で実現に向けた取組みを行います。
- ② 機構と農地中間管理事業に係る業務委託契約を締結し、相談窓口の設置や出し手・受け手との交渉等、事業の一部を担います。
- ③ 機構集積協力金活用による農地の集積・集約化の地域支援や各種補助事業による担い 手の育成や経営支援等により、地域計画の実現に向けた取組みを行います。
- 3) 農業委員会(農業委員·農地利用最適化推進委員)
 - ① 農業委員や農地利用最適化推進委員は、農地利用最適化活動などを通じて、地域計画 (目標地図)に定めた方針に基づき、地域ニーズと担当区域の個別相談等から農用地に 係る情報(権利設定、利用状況、遊休農地の活用意向、出し手・担い手等)の把握により、農地中間管理事業の活用を働きかけます。
 - ② 市町村と連携し、地域計画(目標地図)の見直しによる目標地図の完成度を高めていきます。

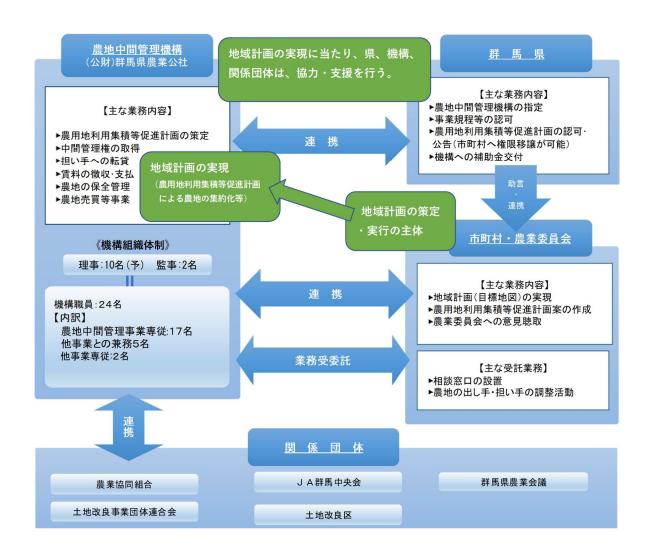
4)農業会議

農業委員会事務局や農業委員、農地利用最適化推進委員に対して、「農地利用の最適化」の活発な活動実践に向けた助言、指導及び各種研修会の開催などにより、地域計画(目標地図)の実現に向けた支援を行います。

5) JA及びJA群馬中央会

- ① JAは、これまでの農地集積・集約化の業務経験を活かし、市町村や農業委員会に協力し、地域計画(目標地図)の実現に向けた支援を行います。
- ② JA群馬中央会は、新たな集落営農組織や作業受託組織の設立支援及び集落営農組織の法人化支援による地域の担い手の確保・育成を通じ、地域計画(目標地図)の実現に向けた支援を行います。
- 6) 土地改良区及び土地改良事業団体連合会
 - ① 土地改良区は農村整備事業の実施及び受益地内における人と農地の状況に精通しており、水利に関する調整、土地改良施設保全や農業農村整備事業の実施調整など地域計画(目標地図)の実現に向けた支援を行います。
 - ② 土地改良事業団体連合会は、県内全域に係る農村整備事業の状況に精通していることから、市町村への技術的指導業務の助言を通じて、農業農村整備事業の実施支援を通じて、地域計画の(目標地図)の実現に向けた支援を行います。

(4) 関係機関との連携体制



3 農地売買支援事業(農地中間管理機構特例事業)

農地の継続的な利用及び効率的かつ安定的な農業経営を図る担い手への農地集積・集約 化を進めるため、農地中間管理機構の特例事業として、農用地等の売買事業を実施してい ます。

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が完全施行されたことにともない、平成7年4月からは、市町村が行ってきた農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転が廃止され、農地法による手続き又は農地中間管理機構が行う農地売買支援事業による手続きのいずれかとなりました。

法改正後の制度変更に伴う農地の売買案件の増加に備え、市町村等に相談窓口の設置等の業務の一部を委託するなどの実施体制を整備し、市町村等向けの事務手続マニュアルや様式の整備、事務手続きに係る説明会の実施等を行い事務処理の円滑化を図ります。

① 農用地等売渡事業(補助)

・認定農業者等であって、一定の面積(概ね 1 ha 以上の団地を形成)を超えるもの

| 区 | 分 | j | 買入 | 計 画 | | 売 渡 | 計 画 |
|---|----|--------|---------|----------|--------|---------|----------|
| | 件数 | 面積(ha) | 予算額(千円) | 件 数 | 面積(ha) | 予算額(千円) | |
| 農 | 地 | 100 | 48.0 | 480, 000 | 6 9 | 31.8 | 318, 000 |

[※]買入及び売渡事務手数料は除く

② 一般事業(非補助)

上記①以外のもの

| IZ | | | | | 分 | | 買入 | 計 画 | | 売 渡 | 計 画 |
|---------|------------|----|--------|---------|-----|--------|---------|-----|--|-----|-----|
| 区 分 | <i>)</i>] | 件数 | 面積(ha) | 予算額(千円) | 件 数 | 面積(ha) | 予算額(千円) | | | | |
| 農 | 地 | 5 | 1. 0 | 10,000 | 3 | 0. 6 | 6, 000 | | | | |

[※]買入及び売渡事務手数料は除く

4 担い手の確保・育成事業

(1)農業後継者育成基金事業

農業後継者育成基金の運用益により、農業後継者の定着化、農業青年の研修・仲間づくり活動及び組織活動を支援し、次代の農業経営体や地域農業を支える取組みを促進します。

| 区 分(予算額) | 事業 | 内 容 | 対 | 象 者 | 等 | 時期 |
|--------------------------------|----------------------------|-------------------------------|-----------------|----------------------|-------------------------|------------|
| 農業後継者定着化 促進事業 (980千円) | 2 青年農業士等 | ゛−活動の助成 等の活動の助成 足進活動の助成 | 助成 県内助成 県内助成 県内 | 2 団体 2 団体 6 団体 | (年1回) (年1回) (年1回) | 通年 |
| 農業青年仲間づく り活動促進事業 (610千円) | | 間査等への助成 ェクトの実施へ | 助成 県内助成 県内 | 1 2 団体 5 団体 | (年1回) (年1回) | 迪 牛 |
| 農業青年組織活動 事業 (480千円) | 団体への助所 2 農業事務所 又は地域農 | 担い手・園芸課 業課が管轄する 広域性を持って | 助成 県内 | 9 団体 | (年1回) | 通年 |
| 計2,070千円 | | | | | | |

(2)青年等就農支援事業

群馬県農業経営・就農支援センターの就農支援業務及び就農促進支援事業業務(有機農業等就農サポート強化事業を含む)について、県から業務を受託し、就農促進のための拠点として、就農(有機農業を含む)を希望する青年等に対する就農相談・無料職業紹介等の支援活動を実施します。

また、就農準備資金における研修受入機関として群馬県より認定されており、関係機関と連携のもと、新規就農希望者に対して農業に関する知識の習得を目的とした基礎研修や集合研修、農業経営を営むために必要な技能の習得を目的とした農家研修を実施します。

| 区 分(予算額) | 事 | 業 | 内 | 容 | 対 | 象 | 者 | 等 | 時期 |
|--|----------------|-----|----------------|------|----------------------|---------------------------------|----------------------|-----------|----|
| 県農業経営・就農 支援センター就農 支援業務委託 (2,500円) | 1 就農相 2 就農相 | | | | 就農相談 就農相談 への入力 | 情報の | | 全国DB | |
| 群馬県就農促進支 援事業業務委託 | 1 就農支 の実施 | | 動及び勍 | 忧農相談 | 加 | 者への と相談会 | 情報提 会の開 | 供 催又は参 | 通年 |
| (25,669刊) | 2 就農希 | 望者研 | 研修の実施 の自立支援 | | 相談者情農業体験就農準備自立支援有機農業 | 事業の (就農 ^え (有機・ | 実施 希望研修 JAS 認言 | 正サポート、 | |
| 計28,169刊 | | | | | | | | | |

5 農用地等利活用促進受託事業

公社の保有する農業用機械を活用し、農業者等からの委託を受けて農地の保全管理作業、 遊休農地の再生等を実施します。

従来から取り組んでいる各種会議や地域計画の会議等での説明、問合わせがある各市町村 やJA等の関係窓口へチラシ配布のほか、ホームページや動画サイト等インターネットを利 用した広報活動や受託作業現場のPR看板設置など、積極的に受託機会の拡大に努めます。

さらに遊休農地対策として「遊休農地解消対策事業」も合わせて広報と事業活用を図り、 遊休農地の解消と農用地の利活用を促進します。

また、事業実施上の課題である農業用機械や運搬車両の老朽化に対し、更新計画を策定し、事業継続性を確保します。

| 地 域 名 | 面積(ha) | 予算額(千円) | 備考 |
|---------|--------|---------|------------|
| | 6. 0 | 2, 250 | 除草、耕起等 |
| 県 内 全 域 | 2. 0 | 1, 000 | 遊休農地解消対策事業 |
| | 10.0 | 5, 112 | 借受農地管理等事業 |
| 計 | 18. 0 | 8, 362 | |